写

7川こ青第１０１８号
令和７年１１月４日

川崎市子どもの権利委員会
委員長　様

川崎市長　福　田　紀　彦

第９期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成１２年川崎市条例第７２号）第３８条第２項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

１　諮問事項

子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や目標設定の在り方等について

２　諮問の理由

本市では、平成13（2001）年に川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、子どもの権利保障を進める施策の推進に取組んできました。近年、社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化し、価値観も多様化する中、より一層、子どもの権利の視点に立って、多様な主体と連携しながら、子どもの権利施策を推進していく必要があります。

第８期川崎市子どもの権利委員会答申では、「川崎市子どもの権利に関する行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要」についての提言を受けました。

本市としても、改めて、子どもと大人が目指すべき姿（将来像）を共有化することや、目指すべき姿（将来像）の実現に向けて施策を進めるための目標設定等をしていくことが重要であると考え、子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や目標設定の在り方等について専門的な知見や多様な視点から検証をいただくため諮問するものです。

（こども未来局青少年支援室青少年育成・子どもの権利担当）
電話０４４－２００－２３４４